

平成18年9月6日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会
学術創成部会決定

第1章 共通事項

第1 目的

この要領は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会（以下「科学研究費委員会」という。）に置かれる学術創成部会（以下「部会」という。）において行われる学術創成研究費の中間・事後評価に関し、必要な事項を定めることにより、その適切な実施を図ることを目的とする。

第2 評価分担委員

評価対象の研究課題ごとに、部会委員を評価分担委員として置く。評価分担委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

第3 評価協力者

評価協力者は、部会委員以外の学識経験のある者とする。評価にあたっては、評価協力者に意見を求めることができる。

第4 評価者

評価者は、部会委員及び評価協力者をいう。

第5 報告書

研究代表者は、中間評価においては研究進捗状況報告書を、事後評価においては、研究終了報告書を作成する。（以下「報告書」という。）

第6 秘密保持と研究者倫理の遵守

中間・事後評価にあたり、知り得た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはならない。また、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデアや未発表の研究成果を委員等自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすこと等は、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

第7 利害関係の排除

評価に関する利害関係の排除（利益相反）については、次のとおりとする。

評価者自身が推薦した研究テーマである場合、もしくは評価者自身が、研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は、評価に加わらないこととする。

評価者が、研究課題の研究代表者又は研究分担者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

- ア 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- イ 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
- ウ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
- エ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- オ 研究課題の評価結果が評価者の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

第8 評価結果等の取扱い

- (1) 評価結果は、研究代表者に開示する。
- (2) 評価結果、報告書及び評価者の氏名等は、独立行政法人日本学術振興会のホームページ等で公表する。
- (3) 評価結果及び報告書の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

第2章 中間評価

第9 中間評価の趣旨及び時期

- (1) 中間評価は、研究経過等の状況を把握し、当該研究課題の今後の発展に資するため、研究開始後2年経過した研究課題を対象として行う。
- (2) 部会は、中間評価結果を受けての対応状況等について、必要に応じて確認を行う。

第10 中間評価の実施方法

評価は、以下のとおり行う。

- (1) 部会は、中間評価の対象研究課題の研究代表者等を部会に招集し、報告書及び関係書類に基づき、研究の進捗状況等についてヒアリングを実施する。
- (2) 評価者は、ヒアリングチェック票を作成する。
- (3) 部会は、ヒアリング終了後、評価者が作成したヒアリングチェック票に基づき、研究課題ごとに審議し、必要に応じて現地調査を実施する。
- (4) 部会は、ヒアリング結果及び現地調査を実施した場合はその結果に基づき、合議により中間評価を決定する。
- (5) 部会は、中間評価結果に基づき、必要に応じて以後の研究経費の増減、研究の中止等を行う。

第11 中間評価の基準

評価にあたっては、「(1) 評定要素」を基に総合的に評価し、「(2) 評価基準」で整理した後、合議で評価を決定する。なお、学術研究以外で問題があった場合は、

「(2) 評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

(1) 評定要素

研究を推進する必要性について

- ・ 推薦の趣旨に照らし、採択時以降の関連研究分野の学術動向を踏まえた上で引き続き研究を推進する必要性は高いか。

研究の進展状況について

- ・ 当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
- ・ 今後の研究推進上、問題となる点はないか。

これまでの研究成果について

- ・ 当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。(又はあげつつあるか。)

研究組織について

- ・ 研究者相互に有機的に連携が保たれ、活発な研究活動が展開される研究組織となっているか。

研究経費の使用状況について

- ・ 研究経費は効率的・効果的に使用されているか。

(2) 評価基準

区分	評価基準
A ⁺	当初計画を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	当初計画どおり順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
B	当初計画より研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	当初計画より研究が遅れ、研究成果も見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

第3章 事後評価

第12 事後評価の趣旨及び時期

研究目的の達成度等を把握し、得られた成果の波及効果さらに成否の要因分析を行い、当該研究分野の今後の発展に寄与するとともに、事後評価の結果を将来計画等に適切に反映することに資するため、研究期間が終了した研究課題を対象として行う。

第13 事後評価の実施方法

評価は、以下のとおり行う。

- (1) 部会は、事後評価の対象研究課題について、報告書及び関係書類に基づき、研究目的の達成度等について書面評価を実施する。
- (2) 評価者は、報告書等に基づき、評価意見書を作成する。
- (3) 部会は、評価者が作成した評価意見書に基づき、研究課題ごとに審議し、必要に応じてヒアリングを実施する。
- (4) 部会は、書面評価結果及びヒアリングを実施した場合はその結果に基づき、合議により事後評価を決定する。

第 1 4 事後評価の基準

評価にあたっては、「(1) 評定要素」を基に総合的に評価し、「(2) 評価基準」で整理した後、合議で評価を決定する。なお、学術研究以外で問題があった場合は、「(2) 評価基準」で整理した区分に「 F 」を付す。

(1) 評定要素

研究計画、目的の達成度について

- ・当初の研究計画、目的に照らし、採択時以降の関連研究分野の学術動向を踏まえた上で、その達成の度合いはどうか。

当該学問分野及び関連学問分野への貢献度について

- ・当該学問分野及び関連学問分野における研究の発展に関し、貢献の度合いはどうか。

研究成果について

- ・学術創成研究費の趣旨及び当初の研究計画、目的に照らし、学術創成研究費として意義ある成果をあげたか。(又はあげつつあるか。)
- ・研究成果の普及性、波及性はどうか。また、研究成果の積極的な公表に努めているか。

(2) 評価基準

区分	評 価 基 準
A ⁺	期待以上の研究の進展があった
A	期待どおり研究が進展した
B	期待したほどではなかったが、一応の進展があった
C	十分な進展があったとは言い難い

第 4 章 その他

第 1 5 その他

この要領に定めるもののほか、中間・事後評価の実施に必要な事項は部会で別に定める。